

2012年12月27日

内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
外務大臣	岸田 文雄	殿
経済産業大臣	茂木 敏充	殿
環境大臣	石原 伸晃	殿
熊本県知事	蒲島 郁夫	殿
水俣市長	宮本 勝彬	殿

水俣病被害者・市民団体共同声明 水俣の問題が解決されず、水銀条約に水俣の教訓が反映されないなら 水俣条約という命名に反対する

私達は、水俣病の被害者及び市民団体です。世界の何処にも水俣のような悲劇を繰り返すことのないようにするために、国連環境計画(UNEP)の下に2013年に採択されるべく、現在検討されている水銀条約に水俣の教訓が反映されることは極めて重要であると考えます。しかし、2013年1月の最終交渉(INC5)での討議用に現在提案されている議長ドラフト・テキストの条約案第14条“汚染サイト”には「水俣の教訓」から導かれる下記要求が反映されていません。

- 1：汚染サイトへの責任と修復を汚染者に求めること
- 2：全ての被害者への責任と補償を汚染者に求めること
- 3：国と汚染者に被害の全貌解明のための徹底的で透明性のある調査を求めること
- 4：被害に関連する情報をすべて開示すること

これ等「水俣の教訓」を尊重し、水銀条約に反映させることは、水俣病を経験した日本政府の責務であり、その実現のために最大限の努力が求められていると理解します。

水俣病の全容解明、被害者の救済は道半ば、水俣湾には150万m³にも及ぶ水銀ヘドロが工事着工以来30年以上、未処理で暫定的に埋め立てられたままであり、八幡残渣プールも未処理です。

国連環境計画(UNEP)は、日本政府の提案により、2013年に水銀条約の採択、署名のための外交会議を日本で開催することを決定しており、日本政府は条約名を「水俣条約」とすることを提案しています。しかし水俣の悲劇がまだ解決していない状況で、「水俣の教訓」が反映されていない条約に、「水俣条約」と命名することは水俣病被害者の尊厳を冒瀆するものであり、水銀条約の権威を損なうことになると考えます。

私たちは上述の水俣の教訓を水銀条約の義務的条項に反映するよう求めるとともに、もし水俣の教訓が意味ある形で条約に反映されない場合には、水俣条約と命名することに同意できません。

賛同団体、個人

水俣病被害・市民の会、水俣病被害者互助会、水俣病互助会、チッソ水俣病患者連盟、水俣の暮らしを守る・みんなの会、個人(35名)

連絡先 水俣病被害・市民の会 代表 坂本 龍虹 Tel&Fax 0966-62-0470

水俣病被害者互助会 代表 佐藤英樹 Tel&Fax 0966-63-8779

〒867-0023 熊本県水俣市南福寺108